

「禊教本院」の展開

荻原 稔

一 はじめに

禊教（井上正鐵門中）は天保年間に、江戸近郊の足立郡梅田村の神明社神主となった井上正鐵によって開かれた。わずかな活動期間のあとに、寺社奉行による取締りを受けて井上正鐵は遠島となった三宅島で没し、高弟たちは各地に潜伏して教義と行法を伝承した。その一人がのちに「禊教」開祖とされる坂田鐵安であった。⁽¹⁾

門中の各指導者は、明治初期の国民教化の政策の下では、教導職の補任を受けて教会講社を結集していく志向を持ち、明治五年には「吐菩加美講」として布教公認された。この有力教師の連合体である「吐菩加美講」の後身の「禊教社」から、明治十二年に坂田鐵安の率いる教会が離脱したことで、後に「大成教禊教」となる流れとは別に「禊教」として独立にいたる流れが成立した。それは井上門中総体

の統一を維持しようという志向と、寄合所帯ともいえる門中の連合体から脱出して、宗教的な求心力も教団運営も独自に保持しようとする志向の対抗でもあった。

その後の展開のなかで、宗教的な求心力を教祖井上正鐵を祭神とする「井上神社」に持たせ、組織面では「禊教本院」が教会や教師を一元的に管理することに成功した。さらに、大成教禊教の衰微が重なって、管長設置の神道教派としての「禊教」が井上門中を代表する教団としての位置を占めたのであった。

本稿では、井上正鐵の直門であった坂田鐵安と彼の後継者たちによって進められていった「禊教本院」（通称「西町の教会」）の活動について、明治以降の宗教法制の変化とそれに対応する組織づくりと、禊教としての道統の保持のあり方に注目しつつ、現代に至るまでのつながりの中で振り返ってみたい。なお、文中で敬称は省略した。

二 「禊教」の分離独立と管長設置まで

明治五年（一八七二）八月二十二日に、教部省により「吐菩加美講」の布教公認がなされ、井上門中を統一する教団が発足した。だが、それは幕末の非合法時代をそれぞれにくぐり抜けてきた各有力教師ごとの連合体であり、それぞれに独立した組織を立ち上げようとする傾向をはらんでいた。ましてや、自らも布教公認への行動を起こしながらも、東宮千別主導の申請が認可されるという経緯があった坂田鐵安にとっては、そうした志向性が強かったといえる。そこで、鐵安は「吐菩加美講」に所属する教導職であり、かつ明治六年に「取締員」、十年に「禊教監督」に任命された中心的な幹部の立場ではあったが、七年には「惟神教会」の傘下にも入って、二重所属状態をとり事態の変化に備えていた。

この明治十年代は、三宅島に埋葬されていた正鐵の改葬と妻の男也の帰幽による梅田奥都城の建設、父安藤真鐵も合葬する谷中奥都城の建設など、記念碑的事業が次々と打ち出され、井上門中にとって画期的な時期であった。しかし、その主導的立場をめぐっては、様々な掛け引きがなされていたらしく、明治十一年の正鐵の改葬と奥津城建設の折には、鐵安の指導下に属する山梨県下の教会で集めた寄

付金が返却されるという事態が起きており、井上家の遺族や吐菩加美講の中心的な諸教会との齟齬があったのは明らかである。⁽²⁾この奥津城建設という形で宗教的中心の確立に関わるには困難が生じた状況の中で、鐵安は自らの主宰する教会の境内地に、教祖である井上正鐵を祭る神社を創建するという企画を立てたのだと思われる。

明治十二年（一八七九）八月十八日に、坂田鐵安が筆頭人となって、井上正鐵を祭神とする神社の建立許可申請を東京府知事に提出した。その建立予定地は、当時坂田鐵安が指導を担当していた神道女教院と惟神教会禊社の共有地である下谷区西町二番地であった。前年の改葬の際のような井上門中各派の共同事業ではなく、自派のみの事業であったためか、十二月十二日には許可を受けて、翌十三年四月には竣工するという早業で成し遂げられたのであった。⁽³⁾こうして、無格社とはいえ「井上神社」として祭祀が行われることで、神道教会とは違った公的な性格を獲得したのである。

この井上神社の建設の申請を出願した直後に、吐菩加美講の後身である禊教社に離脱の通告をし、惟神教会への専属となった。その後に惟神教会が神道本局に合流し、明治十五年三月二十四日には、神道管長より坂田鐵安は「神道禊教長」を命じられている。そして、その直後に神道大社

教所轄に転じた上で「教旨之異ナル」ことを強調した「禊社派名公称願」を五月十五日に内務卿へ提出した。六月十日には、管長を置かないまま「神道禊派」との公称を認められるという異例の半独立状態の許可を受けて、神道管長の管理下に戻っている。こうして、離脱後三年で井上門中の中でも独自の地歩を築くことができ、「禊教本院」と称しているのである。さらに、こうした教団組織の確立により、鐵安は権少教正に補せられて、公に認められるところとなり、十六年と十七年の一月には拝賀を仰せ付けられて宮中に参内した。

この時期には、明治初年から様々な変遷を経てきた宗教行政の体制が、ほぼ固まった。その根幹となったのは「神仏教導職廃止」として知られる明治十七年八月の太政官布達第十九号である。官制の教導職を廃止して、住職の任免、教師の進退はすべて管長に委任とし、神道各派、仏道各宗に管長一人を定め、教規などの条規を定めて内務卿の許可を受けるというものであった。合わせて太政官布達第六十八号で、管長身分は勅任官待遇とし、太政官布達第六十九号で、従前より教導職だったものは、在職時の等級に準ずることが定められた。以後この体制は、昭和十五年施行の宗教団体法により、太政官布達第十九号が廃止されるまでの、五十六年間続いたのである。

禊教本院では、明治二十三年一月に、定期刊行物として月刊誌の『小戸廻中瀬』の刊行を開始した。この『小戸廻中瀬』は、創刊号から四十二号（二十六年六月）までが現存していて、ほぼ月刊が続行されていたことを確認できるが、こうした冊子を編集、刊行、頒布し続けられるだけの体制が整備されていたことがわかる。また、この頃までに、教典や祭式書などが整い、教学の基礎もできあがっている。また、『神道禊派職員録』（明治十八年）のような組織の規模を表す文書や、『道廻栞』（明治十八年）、『幼童訓』（明治十八年）といった啓蒙的な布教ツールもできつつあったのである。そうした中で、坂田鐵安は明治二十三年（一八九〇）三月十八日に、七十一歳で逝去した。

父の後を継いだ坂田⁽⁴⁾安治は、『神道禊派由緒書』を編纂して自派の正統性を主張し、さらにほぼ東日本に偏在する教勢を補うために、垂水正照が結集して大分県を中心に九州各県や山口県まで教線を延ばしていた「水穂講」⁽⁵⁾を傘下に入れた。引き続き『月の名』（明治二十四年）といった書物の出版するとともに、二十五年には『神道禊派玉声舎規則』が刊行されていて、「玉声舎」という女子教育の機関を設置しているのがわかる。また、行法の面では、従来「おさ」というリーダーは、柄の付いた鈴を振ってリズムをとって「三種祓」を唱えていたが、「オサ棒」という

二股になった音叉状の拍子木を膝で打って「禊祓」を唱える禊教本院独特の行法を創案したのもこの頃ではないかと思われる。これにより行法の面でも、形式としては大成教禊教と異なることになったのである。こうして教典、教義、全国的展開、刊行物や教育機関といった独立教派にふさわしい陣容を整えたのである。そして、鐵安の没後三年目の明治二十六年六月に内務省に対して独立の申請を行なった。

その申請を受けて、内務大臣は審査の結果、禊教が独自の教義を持ち、神道（本局）とは「教旨ヲ異ニシ、別ニ一教ノ体裁ヲ具シ」たるものとし、規模や布教実績が他の独立教派と比べても遜色ないことを認め、翌年の四月二十一日に独立の認可をする方向で内閣総理大臣に上奏しており、さらに五月十八日に天皇への上奏を経て、明治二十七年（一八九四）十月二十日に分離独立と、管長設置の内務省告示がなされたのであった。⁽⁶⁾

三 「禊教・井上神社」の体制整備

独立を果たした禊教はその体制をさらに整備して行った。まず、二十八年一月には禊教本院と一体となった宗教的な中心である井上神社の社掌に加藤直鐵を迎えた。加藤直鐵は、正鐵の次女法子の夫であり、元は大成教禊教総本院の監督でもあって、教祖井上正鐵の子孫としては当時存命の

最上位者のひとりであったといつてよい。子孫が井上神社の社掌として祭祀するのがふさわしいと見なされたのはもちろんだが、祭典の時の席次は、齋主の禊教管長の次位であることからしても、吐苦加美講の後身である大成教禊教の統一組織がほぼ消滅した一方で、「禊教」の独立が達成されたことにより、井上門中の中心としての地位が「禊教・井上神社」に吸収されたことを表しているといつてもいいだろう。

そして次に、明治二十八年十二月には、国学者の井上頼圀を教学面の顧問に委嘱し、貴族院議員で後に愛国銀行頭取になった小笠原寿長を経営面の顧問として、本院基本金の積立なども開始した。⁽⁷⁾ また、定期刊行物としては『小戸廻中瀬』（明治二十三年一月創刊）の後を受けて、『天津菅曾』（明治三十一年十一月創刊）⁽⁸⁾ を刊行している。また、正鐵の書簡集成である『玉の緒（上）』（明治二十九年）『玉の緒（下）』（明治三十三年）や、『禊教主神』とする九柱の祭神の神徳を解説した『禊教主神神徳略記』（明治二十九年）など重要な位置を持つ書籍を出版している。また組織面では、禊教の布教地域や教会名から見て、従来の井上門中とは明らかに異質な教会も傘下に入れているが、後年に至るまで関係が残っているものは「水穂講」以外にはないので、この展開はうまく機能してはいなかったようである。⁽⁹⁾

明治三十二年には、井上神社で教祖五十年祭が行われているが、明治二十三年の教祖生誕百年の頃に比べると、かなり様子が異なってきた。明治二十三年の頃には、禊教本院はすでに「神道禊派」の公称を成し遂げていたものの、一方の大成教禊教の各教会においても、市村座において九代目市川団十郎主演による『萬世薫梅田神垣』の興行を行ったり、『井上正鐵翁在島記』の刊行をするなど活動はかなり盛んであった。しかし、明治三十年代に入ると、三十年七月に吐菩加美講公認申請の筆頭者東宮千別が六十五歳で没したことをはじめ、明治前期の教会設立を担った第二世代の指導者も世代交代が進んで、大成教禊教に往時の勢力はなくなっていたようである。

教祖五十年祭は、明治三十二年四月十二日に下谷区西町の井上神社において執行された。前年五月には傘下の分院に期日の通知を行ない、翌三十二年の一月三十日に発起人会を行って境内の改修を含めて祭典予算は八百円とする詳細を決定している。祭典は、齋主を坂田安治とし、典礼加藤直鐵ほかで奉仕し、来賓には小笠原壽長子爵など華族のほか、村越鐵善、杉山大二、杉村敬道、小山鶴、田島安兵衛、松井信一、高野彦兵衛、横尾喜右衛門（信守）、丸山守真の九人の大成教禊教の有力教会長らが招かれている。参拝者には赤飯等を供し、吉備舞、神楽のほか余興として

剣舞や手品も行われた。この祭典を記録した『教祖五十年祭誌』（明治三十二年）によれば、約千六百四十八円の奉納があり、費用は約千四百四十二円であって、差し引き五百六円の剰余金が生じて禊教本院資本金に入れられた。

こうして、首尾よく教祖五十年祭を執行して、『教祖五十年祭誌』や『天津祝詞大要』を刊行し、全井上門中における「禊教・井上神社」の優位性が表明できたのであったが、初代管長の坂田安治は、教祖五十年祭の翌年の明治三十三年（一九〇〇）四月十三日に布教先の福島県会津において五十三歳で急逝した。

四 大正期と昭和前期の組織確立

安治の長男の実は八歳と幼少だったため、二代禊教管長に就任したのは、坂田鐵安の高弟であり三重県津の伊勢分院主管教師の乾久三郎であった。就任してほどない明治三十四年九月に『禊教新誌』を創刊したり、明治四十三年五月二十四日に「財団法人禊教維持財団」の設立許可を受けて、教団の財産を法人化した。そして、乾久三郎が大正五年（一九一六）に逝去したのちに、すでに管長事務取扱を務めていた栃木分院の柴真澄が三代管長を継承した。⁽¹⁾柴も大正十三年（一九二四）に逝去し、坂田安治の嗣子である坂田実が四代管長に就任した。

昭和前期は、管長職を坂田家の当主である坂田実が世襲し、昭和九年には笠原幡多夫¹²⁾が総監となつて経営と教学を担当して、禊教本院は安定した体制を立ち上げた時期といえる。昭和七年には、東京の門中を中心に会員相互の扶助や交流を図る「禊教同門会」が設置され、昭和八年（一九三三）八月からは、月刊紙『唯一』が発行された。また、昭和九年には、のちに後継者となる坂田安儀が生まれている。この時期になつて初代の時代にもなかつた「管長閣下」という敬称が教内で用いられ、勅任官待遇であつた管長の權威を誇示しようとする傾向がみられるのも、そうした組織の確立した状況に対応していたといえよう。

昭和十年に刊行された『禊教要義』は、笠原幡多雄が著述したものであるが、正鐵の教説のひとつの体系的理解の試みとして高い水準を持っている。その構成は、緒論、国体伝、神器伝、氣息伝、神拝神樂伝、質素正直伝、慈悲報恩伝、和合人倫伝、祝詞伝、結論の十章からなつていて、それぞれのテーマに関わる正鐵の著作を解説する事を基本に、適宜に神典を引用し論を補つて進めている。またこの時期には、菅原一により、明治期の伝記編纂以後には顧みられていなかった正鐵の遺跡を再確認する作業が行われている¹³⁾。

一方、社会的には、この昭和前期は、昭和五年の昭和恐

慌、六年の満州事変、八年の国際連盟脱退など経済、政治の混乱が激しくなり、世相は軍事的な色彩を濃厚に帯びてきた時代であつた。昭和十二年には「国民精神総動員運動」が開始され、「禊教」も公認の神道教派として、文部省から直接に指示を受ける立場に置かれている。昭和八年八月の『唯一』創刊号の巻頭には、管長の坂田実が、「非常時に処すべき同門会員の覚悟」として一文を載せており、そうした立場が示されている。しかし文面には具体的な指示などもなく、さほどの緊張感が感じられる訳ではない。しかし、盧溝橋事件が発生した昭和十二年になると、やや具体的な指示が見られるようになり、昭和十二年八月（五卷八号）には、毎朝夕の神拝の折りには、「禊教主神拝詞」に続けて「北支事変祈願詞」を奏上するようにとの指示が出された。この年の十月（五卷十号）には、「国民精神総動員に就いて」が掲載され、その実施事項にある「生活刷新の一般的项目」は、衣食住の三つを慎むという教祖の遺訓を奉じて常に修行しているところであるとされた。翌十三年の一月（六卷一号）の巻頭は、「戦捷第一年の春頭を迎ふるに当り茲に謹みて皇室の弥栄を祝ひ奉り併せて国運の隆盛を賀し皇軍の武運長久を祈り奉る」という坂田実の文章で始まつており、その後にも三月十三日に開催された「宗教団体代表者協議会」における木戸文部大臣の挨拶が紹介

されて、国民精神総動員、宗教振興方策、北支布教、宗教団体法案の四件について示されている。さらに、「銃後後援強化週間」（九月）、「国民精神作興週間」（十月）、「新年奉祝」（十二月）、「日本精神発揚週間」（十四年一月）と、次々にキャンペーン実施の文部次官通知が『唯一』誌上に掲載されているが、それらについて具体案作成の上、各分支部院に通知するとあるものの、実際には対応し切れていないようであり、こうした非常時への対応が、積極的な教学的な取り組みとなっていないわけではなかった。

また、この時期の教勢は、大正十三年末で教師一五八七人、教徒二六一八九人、信徒二九七一三七七人、教信徒合計三三三三二六人とあり、約十年後の昭和八年五月で、教会所三十五、教師一五九〇人、教徒二八九三八人、信徒三〇八三四六人、教信徒合計三三七二八三人で、微増しているものの教派神道十三派中で最小規模であった。

五 宗教団体法への対応と戦後の復興

十四年二月に笠原が死去し、それを報じた七卷三号（昭和十四年三月）で、約六年続いた月刊紙『唯一』は休刊した。その年の四月に公布された「宗教団体法」¹⁶は、翌十五年三月十五日に施行されたが、明治期に確立した神道教派としての法的な地位は大きく変わることになった。この法律で

は、神道教派、仏教宗派、基督教ほかの教団、寺院、教会を「宗教団体」として、法人格を取得することができ、所得税や法人税、地租、地方税の免除などを定めている。また、「宗教結社」として宗教団体以外の宗教活動についても届出の制度を置いた。その一方では、主務大臣は「安寧秩序ヲ妨ゲ、臣民タルノ義務ニ背ク」場合には教師業務停止や設立許可取り消しなどの処分を行える規定もあった。

法の施行後一年以内に新たな教規の認可を受ける定めによって、禊教も昭和十六年三月十五日に教規改正の認可を受けている。この宗教団体法の施行により、禊教も一つの宗教団体となったが、この時の教規改正で「管長ハ教統伝継ノ家門タル坂田宗家ノ戸主之ヲ世襲シ」として、前の昭和二年改正教規まで「管長ハ：教統伝継ノ三級以上ノ教師中ヨリ」選定するものとしていた禊教管長職を坂田家による世襲と規定した。また、教師養成機関として「禊教講学所」を設置したが、戦争が拡大していく社会情勢の中にあつて、実際に機能したとは思われない。

第二次世界大戦の終末期には、禊教本院や井上神社が所在する東京東部地域も、アメリカ軍による空襲が繰り返し行われ、禊教本院は、昭和二十年二月二十五日と三月九日の空襲によって建物が焼失する被害を受けた。しかし、禊教管長が社掌を兼務していた、本院隣接する井上神社は焼

失を免れた。とはいえ、立教以来、東京東部地域が禊教の活動の中心地だったので、この東京空襲による被害は、各教会にとっても、門中にとっても壊滅的被害であったといつてよい。

そうした中で、井上神社がろうじて焼失を免れて終戦を迎えたことは、禊教門中の戦後復興の精神的支柱となった。また、井上神社が存在することで、祭典や修行を実施でき、社務所の建築、拝殿の修復等と、神社を軸にして本院の復興を進められたので、「禊教」全体の求心力を維持するのに大きな力となったのである。そして、復興のための組織として、昭和二十一年五月に「非常措置委員会」が置かれ、翌二十二年六月に「再建復興会」が発足している。また、崇敬組織としては、大正七年発足の「井上神社饌米会」と、昭和七年発足の「禊教同門会」を再編成して、二十二年八月には「井上神社奉賽会」が発足した。

昭和二十三年一月には、教報『みそぎ（第一次）』が刊行され、それを機会に出版・研究などを行う「みそぎ文化会」が設立された。この『みそぎ（第一次）』は、昭和二十三年一月に「焼けなかつた井上神社」の巻頭記事で創刊され、当初は月刊で刊行が開始されたが、後に隔月刊になって、昭和三十一年十一月（九巻六号）まで刊行された。

二十二年ごろには本院の祭典も復活し、次いで井上神社

の社務所の建築から、復興を開始し、二十四年三月に上棟式を行って五月末には竣工した。それは、平屋建十四坪の小さなものであったが、それまで管長一家は神社の拝殿に仮住いしていたので、その後の活動を進めるためには重要であった。また、境内地の一部を「みそぎ西町児童遊園」と名付けて遊具を設置し、子どもの遊び場に開放するということも行っている。そうした工事のさなかの二十四年四月十二日には、井上正鐵の百年祭が、例祭と兼ねてさやかに執行されている。

また、地方の分院教会では、浜松市の遠江分院教会が罹災したほかは、直接の戦災被害は少なく、「初学修行座」などの活動が、早いうちから復活している。この「初学修行座」は、昭和二十二年一月に、浜松の遠江分院の門中宅を会場にして行われたのが最も早く、次いで翌二十三年一月に、やはり遠江分院で、新しく「禊司」となった戸戸勝蔵の「三女五男の祝修行⁽¹⁾」として八座の修行が立てられ、栃木分院の早川金太郎も同じく二十二年に「禊司」に任命されて、二十三年には「祝修行」として八座の「初学修行座」が行われた。そして、二十四年になると、一月には遠江分院で女座、栃木分院で三月までに男女三座、西国谷分院で男座、二十五年には、西国谷、栃木、佐野、二十六年には、西国谷、佐野、東国谷、山城、栃木などの分院

で「初学修行座」が行われ、戦後数年のうちに地方の分院の活動が活発化している。

二十六年四月に宗教法人法が公布され、旧法人令による法人の改正規則認証期限が翌年十月までとされたことで、二十七年二月には、包括宗教法人である「禊教」をはじめ「本院大教会」や各地の「分院」の宗教法人法による法人設立の設立公告が『みそぎ』紙上で行われた。こうして、戦後の復興が進められたが、四代管長坂田実は、昭和三十一年十二月に急逝し、当時東北大学の学生であった嗣子の坂田安儀が五代管長に就任した。

六 経済成長期の展開と教団分裂

五代管長の就任後には、駐車場経営などによる安定した財政のもと、引き続き本院施設の整備再建を進めていった。また、「禊教教典研究所」を設置して史料の収集や記録を行い、昭和四十六年（一九七一）に國學院大學神道史学会の『神道及び神道史』第十六号で特集された梅田義彦、池田昭、西田長男、安津素彦、坂田和亮による論文等のほか⁽¹⁸⁾に、岩本徳一、伊佐九三四郎、松井嘉和の論文と坂田安儀、岩本徳一、西田長男の対談を加えて、昭和四十七年に『禊教の研究』を刊行した。また、同時に『口語訳唯一問答書』も発行して、布教や教学の充実を図ろうとしている。

そして、管長自身も、日本宗教連盟や世界宗教者平和会議（WCRP）などの要職に就いて対外活動を進め、禊教の知名度をあげていた。

そうした中で、昭和三十一年十一月から約二十年間ほど休刊されたままの教報の復刊が企画され、昭和五十年一月に『みそぎ（第二次）』が創刊された。しかし、教報復刊の直前、昭和四十九年十一月二十七日の未明に、井上神社が不審火で焼失したため、創刊号は「井上神社炎上」という特集が始まることとなった。その後、再建に向けた門中組織化のメディアとなり、昭和五十六年十二月に八十四号で休刊するまでの七年間の井上神社の再建をめぐる教内の動静を知ることができるのである。

昭和五十年（一九七五）には、教団創立百年祭を神社跡地で執行し、はじめは旧社地での再建を図って基本設計までできたが、昭和五十七年になると計画を変更し、東上野の土地を売却して全面的に移転し、新しい神社の建設を中心に大幅な組織の再編をすることになり、五十七年十月には、宗教法人「禊教本院大教会」解散の手続きがとられている。移転先の小淵沢は、周辺に巨摩分院、甲斐分院などがある。鐵安以来の門中も多くおり、かつ広大な敷地を確保しやすいという好条件があった。しかし、同じ頃には坂田管長家で内紛が発生し、週刊誌等で報道されるに及ん

で門中に動揺が起きたが、昭和六十一年（一九八六）⁽²⁰⁾九月には、山梨県小淵沢町（現在、北杜市）上笹尾に、第一期計画八億円で神明造の本殿が竣工して、遷座祭を執行した。⁽²¹⁾その際、「井上神社」が所属していた神社本庁からは離脱し、祭神の井上正鐵に「天徳地徳祚身曾岐自在神」という「御神号を奉って神として祀りなお」して天照大神と併せ祭り、「身曾岐神社」と改称した。さらに、正鐵が「神は火水なり」と教えたとして、禊教で伝承してきた「神水の法」を「布斗麻逐水祥神事」として行じる「水祥殿」と新たに神道護摩の行法を導入して「火祥殿」を造営したほか、「十種神宝御法」を行う「祝殿」などの社殿や能舞台などの施設を次々と造営していった。⁽²²⁾

また、東京の世田谷区瀬田には東京教務庁も建設し、宗教法人「禊教」の主たる事務所を置いたが、数年後には売却している。そうした頃、全国の分院の法的な離脱や、関係の断絶も相次いだ。刊行物としては、宗教色を薄めた総合雑誌として、関連会社から昭和五十七年に『エミターメ』を刊行したが第五号で廃刊となり、『みそぎ』（昭和六十一年八月のみ）や『神道禊教報』も継続することなく終わっている。その後、建設費などの債務のために境内地や社殿が競売に付されるなどの困難な状況も生じたが、かうじて活動は維持され、現在は「新能」などの行事により、

小淵沢の名所のひとつとして知られるようになって、修行や祭典も行われている。

一方、昭和末期の井上神社の移転や教義・行法の改変、そのほか坂田家の内紛などによる混乱の収束を図ろうとして、昭和六十一年二月に、五代管長の長男である坂田安弘が教主となって北関東地区の九分院を中心に「禊教真派」が設立された。栃木教会に本部を置いて、昭和六十二年（一九八七）二月からは教報『みちづけ』を刊行し、祭式講習会の実施により神職の養成を進めた。さらに修行座を司る教導職を養成して、平成二年三月には北関東での初学修行座を四十年ぶりに復活させ、八月には祓修行の普及のための「おみちづけ修行」（日帰り）を新たに設け、『唯一問答書』の再刊や教義テキストの出版を行うなど、伝統的な禊教の再興を志向した。こうして、従来からの門中の再把握を進めて、平成四年五月には包括宗教法人としての認証を受けた。平成十二年には北関東四教会の離脱もあったが、十三年十一月には中央区東日本橋に本部を移し、十四年七月には「神道禊教」と改称が認証され、定期的に修行座や行事が開催されている。

七 禊教本院と「十種神宝御法」

昭和中期以後の禊教本院・坂田管長家の活動の特徴とし

て、白川家に発する行法の一つ「十種神宝御法」を積極的
に取り入れ、その体系の中に井上正鐵の禊教行法を位置づ
けることで、神祇伯白川家に直結する教団であることを表
明してきたことがある。

この十種神宝御法は、高浜誠七郎⁽²³⁾が白川家の祝殿で行じ
られていた行法などを体系立てたものといわれる。「白川
家門人帳」には、文久二年（一八六二）八月朔日に「十種
神宝御法口授」の記録があるが、ほかの人物がこの伝授を
受けた記録はないので、この時期に成立して伝授の形式で
公認したものであろう。それは、瀛津鏡、辺津鏡から品々
物ノ比礼まで十種神宝に十種から一種までの段階を位置づ
け、修行の進み方に応じた「拍手」などの神拝の作法を許
される。そして行法としては、神拝に引き続いて、周囲で
審神者や上位の人々が「禊祓」や「中臣祓」「二三の祓」
などを唱える中で、中央の修行人はさすがに体を動か
し、そこに現れる姿を審神者が見定めて高次の段階へ導い
ていく。これについて、後述する中村新子に伝習した馬場
剛が、

御修行は往昔御取立といって、皇太子、皇女がなされ
た量の上でやる行である。もとよりは極秘伝授で
あって、文章や言語で表現することは困難である。…
御修行は天のウズメの行ともいわれるが、これは陰

になって陽を迎えることであり、やがて限らない旋回
の中に陰陽は合一する。旋回は宇宙本源の姿であって、
もはや陰でもなく、陽でもなく、すべては旋回の中に
溶け込む。身体が本然の姿に帰るから、不完全なところ
が治り、病がなくなるのは当然である。さらに重要
なのは精神のゆがみが取りはらわれることである。⁽²⁴⁾
と述べているように、言語化された教義があるわけではな
いが、修行人の身体の動きにより行の進み方を判断する経
験的な基準があるという。

禊教本院の開祖である坂田鐵安は白川家の家来として、
京都の白川家や江戸執役所に入入りしていたので、白川家
が伝承する神事を再構成したり、教義付けをしようとする
動きには接触していた可能性は高い。しかし、ほぼ同世代
の人である高浜誠七郎が体系化したこの十種神宝御法につ
いては、禊教とは異なった成立過程があることを承知して
いたので距離を取っていたようである。しかし、明治後期
ごろから、大成教を含め、禊教の教師の一部には、それぞ
れが同じ白川家に由来するという近縁性もあって、⁽²⁵⁾禊教の
行法とともに合わせて行じようとする傾向が現れていた。

そうした来歴の中で、昭和三十年代に至り、もと大成教
所属の神道禊大教会（現在、唯一神道禊教）教長の関口鐵三
郎が、高浜誠七郎の孫であり行法の伝承者であった中村新

(26) 子を招請して行っていた十種神宝御法修行の場に、坂田安儀が参加したことが、禊教本院にこの行法が取り入れられる契機であつたらしい。(27) その後、中村新子をはじめとする伝承者について行を進め、身曾岐神社の建設後の昭和六十年ごろより、この十種神宝御法の伝承を表明して指導を開始した。一方、禊教真派（後に神道禊教）を立てて父と対立していた長男の坂田安弘もこの行法を継承しており、本部の東京移転後の平成十三年には小原昭子より道統を受けて、各地の断片化した伝承を吸収して補完する努力を進めつつ、「多治比道場祝伝相承齋修会」の指導を開始した。こうして、高浜伝白川家行法というべき「十種神宝御法」は「禊教本院」の系統を引く教団において、禊教行法と重層化して伝承されている。だが、「禊教・身曾岐神社」では、神社の移転後、日常の神拝詞も『神鑑（かみかがみ）』の名で十種神宝御法の祓詞を中心とした文言に全面的に改定し、禊教の初学修行座をそのまま十種神宝御法の十種、九種の行と位置づけているのに対し、「神道禊教」では、現在も伝統的な禊教の神拝詞を用いており、禊教行法の「産霊直修行」（かつての「初学修行座」）を終えた者が、別途に許しを得て「祝伝相承齋修会」の八種から入門を許されるという設定を行っており、禊教行法と十種神宝御法との距離の取り方には相違がある。

八 まとめ

明治期における神道教派としての教団形成の中で、のちに「禊教本院」となる坂田鐵安が率いる教会が、全ての井上門中を統一した教団運営をしようとする「吐善加美講」以来の動きに見切りをつけ、明治十二年の「井上神社」創建の許可申請と、「惟神教会」への専属化を転機に、「禊教」として独立していく動きを作った。その結果、精神的な求心力を教祖井上正鐵を祭神とする「井上神社」に持たせ、組織としては「禊教本院」が教会や教師を一元的に管理することに成功した。さらに教導職廃止の太政官布達によって明示された管長設置の神道教派となり、いわゆる神道十三派の一つとして確固とした位置を占めることができた。また、組織拡大のため井上門中以外の道統の教会も傘下に収めようとする動きもあったが、それは主流となることなく、ほぼ単一の道統を保持する教派として展開してきた。

昭和十五年の宗教団体法の施行により、神道教派としての特権的地位を喪失し、さらに戦後の宗教法人令や宗教法人法の施行による変遷にあたっても、坂田管長家が司る「禊教本院」が道統の淵源としての権威を保持していたため、分派独立が避けられ、大きな支障は出なかった。ま

た、戦災により東京の本院が被害を受けても、各地の分院の活動によって本院を支えることができたし、「井上神社」が戦災による焼失を免れたことによって求心力が維持され、本院の復興も、社務所の建築、拝殿の修復等と、井上神社を軸にして進めることができた。

しかし、「井上神社」が焼失した昭和後期以降には、「禊教本院」そのものが解体し、再建された神社も求心力を持つことはできなかった。そうした中でも、「禊教・身曾岐神社」の坂田安儀、「神道禊教（もと禊教真派）」の坂田安弘の父子二代にわたって伝承し、導入と体系化を進めてきた白川家に由来する「十種神宝御法」と、禊教行法を融合することで、宗教的な権威と求心力を高めようとしてきた。また、部下の教会においても禊教本院が伝承してきた「祓修行」を中心とする禊教行法を何らかの形で伝承することによって禊教としての同一性が保持されているのである。

註

- (1) 坂田鐵安の経歴については、拙稿「禊教成立前史」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十三号、平成十八年）。
- (2) 森正康「禊教教団史における一つの画期―井上正鐵の遺骨改葬をめぐって―」（『常民文化』第六号、昭和五十八年）

- (3) 三橋健「井上神社の成立」（『神道大系 月報』第二十一

号、昭和五十七年）

- (4) 『天津萱萱』第二号（明治三十二年二月）には、「坂田管長履歴」が掲載されている。坂田安治は、嘉永元年（一八四八）六月六日の生まれで、父は坂田鐵安、母は同村の須賀勝五郎の娘夜須子であった。安政三年九歳の時に母を亡くし、安政六年十二歳の時に元服して保木間村名主を申し付けられた。元治元年十七歳で禊修行を成就し、翌慶応元年に知珂子と結婚した。明治になってからは、四年に戸長、五年からは印旛県、群馬県、熊谷県と出仕し、明治八年からは官職を退いて父とともに教導にあたり、同年に教導職試験補、翌九年に権訓導となり、十五年の教導職官制廃止までに中講義まで昇級した。
- (5) 『天津萱萱』（明治三十一年十一月創刊）の録事によって、当時の教団の教師任免などがわかるが、その中でも「水穂講」は重要な扱いを受け、代表者の垂水正照は明治三十一年に大教正、教師検定委員に補任されて、重要なポストを占めている。
- (6) 内務省告示第百二十九号及び百三十号。『公文類聚』第十八編卷四十一（国立公文書館所蔵）。
- (7) 明治三十四年（一九〇一）一月、金融恐慌により愛国銀行は支払いを停止した。このときに門中の多くが愛国銀行と取引を持っていたために損害を受け、禊教本院の信用も傷ついたといわれている。
- (8) 『天津萱萱』の現物は、第一号（明治三十一年十一月）から第六号（明治三十二年八月）までしか確認されておらず、いつまで続刊されたのかは不明である。
- (9) 神皇教会、開運教会、塩竈教会、金刀比羅教会（以上、

長野県)、顕本薫の教会(高知県)といった教会の設置が認可されているが、一方で、明治三十二年には、塩竈教会の教会長らが「本(禊)教主神祭に不敬の行為」があったとして譴責の処分を受けている事例もある。

『禊教新誌』は、第五号(明治三十五年一月)と第六号(明治三十五年二月)のみ現物(筆者所蔵)の確認ができるが、「毎月一回廿日発行」とあるので、明治三十四年九月の創刊であろう。いつまで続刊したのかは不明。

この頃には、神道禊教東京教務庁の記録の中によると「二日一善」という刊行物があつたらしいが、現物の確認はできない。また、柴の著作には、「禊教の教旨」(『宗教之日本』第一巻二号、大正元年十一月、大日本宗教協会)がある。

笠原幡多夫は、会津出身の専従の禊教教師を父として、明治十三年に茨城県で生まれ、明治三十七年に国学院大学を卒業後、皇典講究所の講師などを勤め、著作には『明治大帝史』(明治神宮編『明治神宮叢書・聖徳編二』所収)がある。あわせて、禊教の教務にも関わり、大正十三年には大教正に補せられて、教師検定委員、教務課長を歴任し、昭和九年には、野中猪三郎の後を受けて、総監に就任した。『唯一』誌の主筆として、本名のほか「立堂」「未成山房主人」などの号を使って執筆。昭和十四年二月に六十歳で死去。

菅原一は、奥秩父保勝会を主宰して、三峰口駅前博物館を開き、秩父地方の遺跡の調査や保存にあたっており、著作には『秩父物語』(昭和五年)がある。禊教との関係は、荒廃していた日野沢村の正鐵自刻の神号石の所在

を発見して禊教本院に知らせたのが契機である。その時は、三田村鳶魚の指示に従って、現地の新井武信の協力により重木耕地の諏訪神社境内に神明社として遺跡を保存することができ、『日本及び日本人』の第二八一号に「土蔵神道」として秩父の禊教を紹介している。そのほか、直門三浦知善の墓碑を再発見したり三宅島の調査も行い、その成果を『唯一』誌上に発表した。

文部省宗教局の調査(大正十三年末)による。補茂助「神道概説」(『日本宗教大講座 第二巻神道編教派』昭和四年 東方書院)六五から六六頁より重引。

文部省宗教局内行政研究会の調査(昭和八年五月)による。麻生正一「神道家井上正鐵翁」二七三頁より重引。

文部省『学制百年史』第一編第五章第一節四には、「この法律により、布告、布達、省令、訓令などの三百あまりの脈絡のない断片的規定によって定められてきた宗教法規が統合整理された。これは明治三十二年に構想された宗教法案を大正二年に内務省から宗教行政を移管された文部省で立法を計画し、大正十五年に設置された宗教制度調査会で調査立案して、ようやく成立したものであった。」とある。

「禊司」は、古くは「産霊役」といわれ、「禊修行(祓修行)」で修行全体の進行を司り、「初学(新規の修行人)」の心境を見定めて伝授を行う高位の教師である。この「禊司」に任命されると、天照大神と素戔鳴尊との誓約で、息吹によって三女五男の神々が生まれた古事に習って、女性対象の修行座を三座と、男性対象の修行座を五座主催する風習があり、これを「三女五男の祝修行」と

いった。

- (18) 梅田義彦「禊教の成立と現況」、池田昭「禊教の精神構造」、西田長男「井上正鐵の著書おぼえがき」、坂田和亮「禊教教祖井上正鉄年譜」、安津素彦「井上正鉄の心境」の六編。

- (19) 岩本徳一「井上正鉄翁の遠流と歿後における伝道史」(『神道宗教』六五・六六号、昭和四十七年)、伊佐九三四郎「謫居七年―三宅島の井上正鉄翁―」、松井嘉和「日本的思考傾向にみられる寛容性について―井上正鉄の場合―」、松井嘉和「井上正鉄の生涯―その人と思の源泉―」

- (20) 「週刊文春」(昭和五十九年四月十九日号)、「週刊新潮」(昭和六十年四月四日号)、「政界往来」(昭和六十年二月一日号)、「週刊アサヒ芸能」(昭和六十二年七月二日号)など。

- (21) 「みそぎ」(十一巻一号、昭和六十一年八月)。

- (22) 坂田安儀による、教義展開については「高天原、いざ」(四海書房、昭和六十一年)、「この世の神さま」(身曾岐神社、昭和六十一年)など。

- (23) 文化八年(一八二三) 備前国都窪郡生まれ。「白川家門人帳」には、安政六年(一八五九) 四月二十二日に「依願解講沙汰文」を授けられ、同年六月二十八日には比岐目鳴弦の伝授を受けている。明治二十六年(一八九三) 二月没。遺詠は、昭和五十七年の九十年祭にあたり、「高浜清七郎先生九十年祭記念刊行 沙庭」(高浜神徳会、昭和五十七年)として刊行された。

- (24) 馬場剛「明治大正昭和の日本」(人生創造社 昭和三十

- (25) 六年) 二六一から二六二頁。

伊那の直門伊藤祐像の門下、田中嘉平治の子孫の田中清隆氏家には、十種神宝御法で用いる「一二三祓」や「禊祓」「中臣祓」を記した神拝詞が保存されている。伊藤祐像の関与がどの程度だったかについては不明だが、伊那の門中に関わりのあった新田正善などの明治後期以後の大成教禊教の教師による伝播と思われる。また、栃木県太平山の中腹に存在した「大日本身蘇教院」は、大成教所属の禊神道本院長であった丹羽鐘次郎が建設したものであるが、そこでも十種神宝御法が行じられていたという。その教会に保存されていた白川資長子爵の揮毫による「惟神」の額には「明治壬子」(明治四十五年・大正元年)の年号があるので、その当時の建設であろう。昭和前期には荒廃してしまつたので、神体や神具は太平山神社で保管し、「惟神」の額は、禊神道本院の後身である唯一神道禊教(東京都足立区)に保管されている。また、標柱は跡地に現存している。

中村新子は、高浜清七郎の孫にあたり、昭和中期まで高浜伝白川家行法の伝承と普及にあたつた。この行法を関係者は単に「御道」「御修行」などと呼び、「さにわ神事修行」とも称した。高浜誠七郎の伝承は、師弟関係のなかで秘儀として行じられ、教義にまとめて文書化したり、教団が成立することはなかった。高浜清七郎のあとには、東京の門人吉田彦八や、娘婿である宮内忠政に相承された。宮内の娘である中村新子は「和学教授所」としてこの行を指導していたが、門人の馬場剛は著書において、
：和学教授所の中村新子先生に紹介してもらつた。中

村先生は白川神祇伯王家最後の学頭であつた高浜清七郎先生の孫に当たる人で、唯一の御道伝統の継承者であることも解つた。高浜先生は伯王に代つて神事に奉仕せられ安政四年には比岐目鳴弦の御法、文久二年八月には十種神宝の御法の御奏伝を受け、内侍所ならびに神祇官御免状、内侍御印書を拝受した古来日本における三人の審神者に入る人であつた。和学教授所は神社本庁顧問吉田茂氏、近江神宮宮司平田貫一氏、神社本庁調査部長岡田米夫氏が相談役であり、小林一三氏の秘書であつて宝塚音楽学校校長である引田一郎氏が理事長であつた。(前掲『明治大正昭和の日本』二五九頁。)

と述べており、ある程度の組織が成立していたようである。ここに相談役とされる岡田米夫は、当時國學院大學で行われていた神道講習会で、しばしば「中村新子師こそ伯家神道の正統な伝承者である」と語っていたという。

(関口鉄三郎談)

関口鉄三郎談。

(東京都立羽村特別支援学校コーディネーター)